

入札参加資格を抹消する場合

「抹消」は、埼玉県電子入札共同システムに申請している入札参加資格を削除するためのものです。

抹消は、競争入札参加資格申請受付システムで行うことはできません。「**書面のみ**」の申請です。

< 提出書類 >

抹消申請に当たっては「共通書類」と「自治体別書類」を作成し、郵送してください。

共通書類

ア 申請地方公共団体報告書（様式 E - 6）

イ （建設業を廃業した場合）廃業したことがわかる書類（ ）の写し

廃業届（許可行政庁の収受印が押印されているもの）や取消の通知等

自治体別書類

蕨市を除く**すべての自治体**：変更届（別紙 1）

必要に応じて、あて先を各自治体の長にしてください。

【 注意点 】

蕨市に提出する場合は、**競争入札参加資格変更届（様式第 14 号）**を同市のホームページで入手して使用してください。

上里町には、**変更届（別紙 1）**の他に「**申請地方公共団体報告書（様式 E - 6）**」も提出してください。

< 郵送先 >

「共通書類」と「自治体別書類」のどちらも、入札参加資格を抹消する自治体に関係なく、共同受付窓口へ提出してください。

共同受付窓口

〒330 - 9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 15 - 1

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

< 提出書類郵送時の注意点 >

- (1) 自治体別書類は自治体ごとに左上をホチキスで留めて提出してください。
- (2) **書類到達の確認等の問合せには、対応しません。**
- (3) 書類收受の確認を希望する場合、返送先を明記したハガキ(63円切手貼付、裏面未記入)を**1事業所につき1枚のみ**同封してください。收受印を押印し、返送します。
- (4) 返送先の記入漏れや返信用切手の貼付漏れ(料金不足の場合を含む)がある場合、返送しません。

< 抹消申請の流れ >

1. 共通書類と自治体別書類を上記郵送先に送付してください。
送付する際は、共通書類と自治体別書類を一斉に投函してください。
2. 提出書類を收受した後、共同受付窓口と各自治体で記入内容を確認します。
3. 提出書類に不備・不足が無い場合は、各自治体でシステム処理を実施します。
システム処理を開始すると、システムのステータスが「受付済」に変化します。
4. システム処理が完了すると、システムのステータスが「審査済」に戻ります。

< 審査期間の目安 >

提出書類を收受してからシステム処理が完了するまで、およそ1か月かかります。

審査期間は、申請内容により前後します。

定期受付実施期間中と4月から5月は審査が集中するため、通常時より審査に時間がかかります。

< 備考 >

測量、建築関連コンサルタント(建築意匠)、不動産鑑定、計量証明のいずれかの入札参加資格を抹消する場合は、競争入札参加資格申請受付システムに入力されている「登録情報」も変更してください。

登録情報の変更は「**システムを利用する変更**」となります。